

## はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大状況から、令和3年度を迎えるにあたり、令和2年度1学期を迎えるにあたり、学校において留意すべき事項についてまとめたもので、この内容に従って学校の運営を行っていく。この取扱いについては、~~当面の間~~のものとする。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後変更が生じる場合がある。適宜、県や市教育委員会からの指示に基づき、対応していく。

## 基本的な考え方

- ◎安全を最優先に考え、発熱等かぜ症状のある児童をはじめ、疑わしき事案については、原則として、出席停止とすることにより、児童同士及び教職員との間での接触を避けること。
- ◎クラスターの発生リスクを下げるための3原則を遵守し、クラスター発生リスクの高い3条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を徹底的に排除した環境づくりに努めること。
- ◎感染者・濃厚接触者等に対するいじめや差別的な言動がないように留意すること。個人情報の取り扱いにも留意すること。

## I コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項

### 1 発熱等かぜ症状のある児童の出席停止の徹底

#### (1) 家庭での健康観察

毎朝、体温を測り、発熱（体温が37度以上）・咳などの症状がある場合は、登校を控えていただくよう保護者に周知する。健康観察表は、家庭で記載いただき、毎日持ってきてもらい、学校との健康状態の共有に活用すること。健康観察表は、1か月は保存してもらうこと。

#### (2) 学校での朝の健康観察（学級担任等）

- ① 登校指導として、教室に入る前に、持参した健康観察表を確認し、家庭で登校前に検温をしていない児童等に対しては、体温を測定する。非接触体温計を用いる。ことが望ましいが、非接触体温計がない場合、~~通常体温計で代用することとし、この場合、使用した体温計を、1回毎にアルコール綿で消毒する。~~
- ② 欠席者及び遅刻している者を把握しその理由を確認する（保護者からの欠席連絡）
- ③ 出席者の健康観察を行う。
- ④ 健康観察の結果は、健康観察表（学級用）に記入し、養護教諭に提出する。
- ⑤ 各学級から提出された健康観察結果の集計・分析を行い、管理職へ報告する。
- ⑥ 授業中、昼休み、放課後等も随時健康観察を行う。また、体調がよくない者については、随時養護教諭に引き継ぐ。

※教職員についても、毎朝、自宅で体温を測定し、「健康観察表」に記録し、感染症拡大防止の観点から、発熱等かぜ症状がある場合には、特別休暇（**交通遮断休暇等**）の取得を促し、出勤を控えさせる。

### 2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり

#### (1) 基本的な感染症対策

石けんでの手洗い（登校直後、給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレの後等）

の徹底・手指消毒用アルコールの活用、咳エチケットなどの基本的な感染症対策に関する指導を行うこと。

## (2) 教室内の換気・配席の工夫等

- 可能な限り窓は常時開けておくものとする。これによりがたい場合は、1時間に1回、5～10分程度換気する。その際、原則として2方向の窓を同時に開けること。ただし、室温に注意し、必要に応じ、児童の服装についても配慮すること。
- 教員は、マスク若しくは代用品（ハンカチ、手ぬぐいなど）を着用することとし、児童までの距離を可能な限り一定程度（2m程度が望ましい）離すこと。
- 教室等において、座席間を離して着席するなど、できるだけ児童間の距離を離すよう配慮する。
- グループ活動を行う際には、複数の教室に分かれて実施する等の工夫を行い、児童同士が近距離での会話や発声を避けることができるようにしたり、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着したりするなどすること。
- ~~現在、マスクの供給不足が続いていることから、手作りマスクの作成・使用について積極的に検討すること。マスクは、いずれの色も可とする。~~

## (3) 消毒液を使った清掃の実施

教室・トイレなど児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日に1回以上、ペーパータオル等に十分に消毒液（消毒用アルコールや0.05%次亜塩素酸ナトリウム水溶液等）を含ませて清掃を行うこと。濡れている場合は、水分を十分に拭き取った後に、消毒を行うこと。

## 3 免疫力を高める指導

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導すること。

## 4 心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組むこと。

## 5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

本マニュアルは、児童及びその家族、教職員の健康の保持増進と新型コロナウイルス感染症の拡大の防止を目的として作成するものであり、感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族等を選別したり、排除したりするものではない。

新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明であるケースも多数見受けられることから、誰しにも感染の可能性がある。特定の国や地域をさして「(〇〇〇の国や地域)からの子どもや保護者が来るなら(いるなら)学校には行かない(行かせない)」  
「(〇〇〇の国や地域)の子どもが感染症を広めている」といった偏見や差別につながるような言動に対しては、断じて許されないという毅然とした態度で対応を行うようにすること。

また、子ども・保護者等から初期症状についての相談・連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、いたずらに感染者が特定されることのないよう、十分配慮すること。

## Ⅱ 児童の出席停止・教職員の休暇・臨時休業の考え方

### 1 児童の出席停止等の考え方

- 校長は、安全を最優先に考え、疑わしき事案を含め、原則として出席停止とする。
- 児童またはその同居家族について、感染が判明または濃厚接触者と認定された場合等は、当該児童を出席停止とする。

—(臨時休業中の登校日、一時預かり等への参加は禁止)—

(1) 児童(本人)の感染が判明または濃厚接触者と認定\*された場合

【出席停止(新型コロナウイルス感染症または新型コロナウイルス感染症の疑い)】

\*同居家族の感染が判明した場合、濃厚接触者と認定される前でも、濃厚接触者扱いとする。

【出席停止の期間】

- ① 感染の場合 開始日：感染の判明した日(保護者から連絡があった日)  
但し、判明前から欠席していれば、最終登校日の翌日  
終了日：専門医等が快癒を認める等、登校を許可したとき
- ② 濃厚接触の場合 開始日：濃厚接触者と認定された日(同居家族の感染判明日)  
終了日：症状が出なければ、保健所に指示された期間(目安2週間)  
⇒期間中に感染が判明すれば、「①感染の場合」の期間へ

(2) 児童の同居家族が濃厚接触者と認定された場合

【出席停止(新型コロナウイルス感染症の疑い)】

【出席停止の期間】 開始日：家族が濃厚接触者と認定された日

終了日：家族に症状が出なければ、家族が保健所に指示された期間  
⇒感染が判明、本人が濃厚接触と認定されれば「(1)」へ

(3) 児童(本人)に発熱等のかぜの症状が見られる場合

【出席停止(新型コロナウイルス感染症の疑い)】

【出席停止の期間】

- ① 本人に発熱等のかぜの症状がある場合  
開始日：症状の出た日  
終了日：解熱後に **24 時間経過し** 2日以降で快癒した日  
※症状が、続けば、新型コロナ受診相談センターへ要相談
- ② 症状が続き、新型コロナ受診相談センターへ相談した場合  
終了日：検体検査を受けず様子見となった場合、快癒した日の翌々日
- ③ 新型コロナの検体検査を受けた場合  
終了日：陰性となった場合、受診医療機関の指示する期間  
⇒感染が判明すれば「(1)」へ

### 2 教職員の休暇等の考え方

安全を最優先に考える観点から、上記1の「児童」を「教職員」に、「出席停止の期間」を「特別休暇を取得することができる期間」に、それぞれ読み替え、特別休暇により対応することとする。なお、教職員が新型コロナウイルス感染症と診断された場合又は濃厚接触者となった場合には、市教育委員会へ報告すること。

### 3 出席停止・臨時休業発生時の対応

#### (1) 児童及び教職員に感染者が判明した場合の対応

児童及び教職員に、新型コロナウイルス感染症のり患が判明した場合、下記のとおり速やかに対応すること。

##### ① 学校医・教育委員会事務局との連携

- 日々の児童の健康管理等については、学校医との連携が重要なため、学校から出席停止者が出た場合や、臨時休業を行う場合は、適宜、情報共有を図ること。
- また、新型コロナウイルス感染症に係る対応は、前例のない対応が必要となる場合が想定される。教育委員会担当に必ず報告すること。

##### ② 市保健センター、狭山保健所等、関係機関との迅速な連携

- 市外在住者については、学校から、通常の感染症と同様に、市保健センター、狭山保健所等への発生報告を行うこと。
- この報告にあわせて、学校内の消毒を始め、専門的な内容について助言を受けられるよう、市保健センター、狭山保健所等との連携を深め、それぞれの対応を遺漏なく実施すること。

##### ③ 保護者への周知

- 学校は、全保護者に対し、メール等により速やかに、当該校において感染者が出た旨と留意事項、問い合わせ先等を周知するとともに、併せて当該児童の在籍する学級の保護者に対し、学級休業となる旨連絡すること。

##### ④ 感染拡大防止に向けた情報収集

- 市保健センター、狭山保健所から、学校に対して、濃厚接触者を特定するための積極的疫学調査に係る情報提供を求められることがある。感染拡大防止に向け、積極的な協力をお願いする。
- 想定される照会事項は、過去2週間の学校内でのり患者の活動・行動歴、他の児童や教職員との接触の状況等となるので、できるだけ早い時機に情報収集を行い始めるようお願いする。
- また、今後の感染拡大の兆候を早い段階で捕捉し、出席停止や臨時休業の措置を積極的に講ずる必要があることから、臨時休業を措置した学級等の児童に定期的な聞き取り調査を行うだけでなく、学校全体の児童の健康状態の把握にも積極的に取り組むこと。

##### ⑤ 学校内の消毒対応

- 学校は、当該児童の接触（可能性を含む）箇所を、次亜塩素酸ナトリウム（薄めた漂白剤）等を用いて清拭する等、消毒すること。
- また、どこを、どのように消毒するか等、専門的な内容については、感染症の発生報告にあわせて、市保健センター、狭山保健所に相談すること。

#### (2) 臨時休業に係る広報周知

##### ① 学校から保護者等への周知・依頼

- 教育委員会が臨時休業を決定した場合、学校は、関係する児童の保護者に、学校ホームページや、保護者メール等、各種媒体を活用して速やかに臨時休業する旨とその期間を

通知すること。

- また、臨時休業を公表することにより、個人が特定されるおそれがある等、個人情報保護や人権の観点から公益を欠く場合は、必ず教育委員会に事前に相談すること。
- 臨時休業の通知にあわせて、適宜、保護者に対して、児童の健康観察を依頼するとともに、臨時休業期間中も、学校から定期的に児童の状態把握に努める等、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めること。
- また、あわせて、臨時休業期間中の生活指導や学習面での指導にも努めること。

### Ⅲ 教育活動における留意事項 ※詳細は南小 HP の「新型コロナウイルス感染症に対応した授業の工夫と留意点」を参照

#### 1 各教科学習等における留意事項

(1) 共用で器具や用具等を使用するときの注意事項

○理科、図工、家庭科、体育等において、共用で使用する器具や用具、ICT 機器※等を使用する場合は、使用前後に手洗いや消毒を行う。

※ICT 機器を消毒する場合は、消毒液を直接機器に噴霧せず、布等に消毒液を含ませて拭くこと。

(2) 特に配慮を要する教科

○家庭科

- 単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直す。当面の間、調理実習は見合わせる。
- 実習を行う際には、児童同士が近距離で作業することを避け、実習台や共用の用具の消毒を行うこと。
- 家庭科等でできるだけ早期にウイルス感染の仕組みや予防法等について指導すること。

○体育

- **感染症対策を十分にいき、マスクを着用して学習活動をしてよい。**
- できる限り、屋外で学習すること。
- 体育館を使用する際には、体育館の窓を開放する等、十分な換気を行うこと。(開放が難しい場合は、30分～1時間に1回活動休止し、10分程度の換気を行う。)
- 体づくり運動、サッカー、バスケットボール、ダンス等の学習において、身体が接触するような活動は避けること。

例：サッカーにおけるボールの奪い合い、バスケットボールにおける防御等

- 近距離での会話や活動は避けること。
- 大声での応援、ハイタッチ、握手、補助等の身体的接触は避けること。
- 多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導すること。授業が終わったら、石けんで手洗いをする。
- 準備及び片付けにおいて、近距離になる状況を避けること。
- 上記のことに留意するとともに、単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直す工夫も行うこと。
- できるだけ早期に、1、2年生の特別活動、小学校体育科保健領域の第3学年「健康な生活」において、正しい手洗いの仕方について指導すること。また、同じく小学校体育

科保健領域の第3学年「健康な生活」において、換気などの生活環境を整えることを指導すること。

#### ○音楽科

- ・単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直す工夫を行う。~~い、当面の間、歌唱や口に触れる楽器の演奏の学習を見合わせる。~~

#### ○英語活動

- ・握手・ハイタッチや、身体の接触を伴う活動は避けること。

## 2 給食について

- ・給食当番を行う児童及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとること。
- ・給食当番を行うにあたっては、必ずマスク及びエプロン等を着用し、同じマスク及びエプロン等を複数の児童で使用しないこと。
- ・給食の配食にあたっては、各個人では行わず、健康状態を点検した給食当番の児童及び教職員が行うこと。おかわり等の配食は、教職員が行うこと。
- ・万が一の事故発生時に関係する児童及び教職員を容易に特定できるよう、給食当番は、少なくとも1週間以上固定するなどの対応が考えられること。
- ・また、給食当番はもとより、児童全員が、給食の前にせっけんを用いた手洗いとアルコール等の消毒を徹底すること。
- ・喫食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず、会話を控えるよう指導すること。

## 3 健康診断時の感染症対策について

- ① 学校医用にアルコール消毒液（手指用）を用意する。
- ② 健康診断の実施前後には、教職員及び児童の石けんによる手洗いを徹底する。
- ③ 健康診断当日の児童等及び教職員の健康状態の確認を徹底する。かぜ症状等体調がよくない場合は受診を控える。学校医、学校歯科医の体調の確認を徹底する。
- ④ 健診会場の換気を十分に行う。1～2時間に一度5～10分程度窓を大きく開け、換気を行う。その際、2方向の窓を同時に開放する。
- ⑤ 一度に多くの児童を健診会場へ入れない。（会場の広さを十分に確保し、お互いの距離が1～2m程度あけるなどして、人の密度を減らす。）

## 4 登下校時について

登下校には、児童間の濃厚接触を避けるよう指導すること。特に集団登下校を実施する場合は、集合場所における行動に気をつけさせるようにすること。



#### Ⅳ 障がいの状況に応じた指導・支援

新型コロナウイルス感染症対応に関する通知等を踏まえ、障がいのある子どもが安心、安全に学校生活を送り、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、以下の点に留意すること。

- ① 年度当初、個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童の支援に関する必要な情報の共有を図ること。
- ② 「関係機関等」としては、例えば、当該児童が利用する医療機関、放課後等デイサービス等の相談支援事業所等が考えられ、当該計画を活用しながら、日常的に学校、保護者、関係機関等が連携を図り、児童の生活状態の的確な把握とサポートに努めること。
- ③ 児童の状況確認や把握については、子どもによって障がいが多様なので、例えば、個に応じた健康観察表や生活日誌等を用意する等、連絡帳と併せ日々の健康チェックを確実に行うこと。また、特別支援教育コーディネーター等が相談支援事業所等に児童の放課後等デイサービスの利用状況を確認するなど、課外での過ごし方について把握に努めること。
- ④ 通級による指導を受ける児童のうち、他校に開設された通級指導教室に通う場合は、在籍校と通級開設校とで当該児童の体調や通級指導教室への通学経路の状況等を十分に把握し、情報の共有に努め連携すること。

#### Ⅴ 保護者への注意喚起

児童については、学校現場で感染リスクに備えるとともに、学校外での生活においても感染症の予防に努める必要があることから、以下の点について保護者への注意喚起を行うこと。教職員についても、同様に注意喚起を行うこと。

- ・毎朝の検温・健康観察を行う。
- ・家庭での十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事・換気の励行を行う。
- ・家族で、手洗いや咳エチケットを徹底する。
- ・家族全員が、クラスター発生のリスクを下げるための3原則を遵守する。

#### 【参考文書】

- ・「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」  
(令和2年4月 大阪府教育委員会)
- ・「彩の国 新しい学校生活 5つの安心宣言」  
(令和2年5月 埼玉県教育委員会)

※令和2年5月に狭山市教育委員会並びに学校医に本マニュアルを提出してご指導をいただき、情報提供・情報共有しています。